

第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月25日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行
代表取締役社長 水田 廣行

中間連結貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------|------------|-----------------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 1,365,137 | 預 金 | 18,679,843 |
| コールローン及び買入手形 | 1,060,270 | 譲 渡 性 預 金 | 2,110,750 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 26,173 | コールマネー及び売渡手形 | 480,912 |
| 買入金銭債権 | 43,607 | 売 現 先 勘 定 | 642,556 |
| 特定取引資産 | 562,977 | 特 定 取 引 負 債 | 95,224 |
| 有 価 証 券 | 4,123,120 | 借 用 金 | 431,415 |
| 貸 出 金 | 16,874,024 | 外 国 為 替 | 11,369 |
| 外 国 為 替 | 111,952 | 社 債 | 571,265 |
| そ の 他 資 産 | 663,066 | 信 託 勘 定 借 | 377,925 |
| 有形固定資産 | 237,116 | そ の 他 負 債 | 357,553 |
| 無形固定資産 | 34,002 | 賞 与 引 当 金 | 2,932 |
| 繰延税金資産 | 243,888 | 退 職 給 付 引 当 金 | 0 |
| 支払承諾見返 | 491,085 | そ の 他 の 引 当 金 | 15,413 |
| 貸倒引当金 | △ 363,502 | 繰 延 税 金 負 債 | 0 |
| | | 再評価に係る繰延税金負債 | 31,722 |
| | | 支 払 承 諾 | 491,085 |
| | | 負 債 の 部 合 計 | 24,299,971 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 資 本 金 | 279,928 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 404,408 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 259,901 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 944,238 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 64,852 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △ 3,442 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 43,173 |
| | | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | △ 2,392 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 102,190 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 126,521 |
| | | 純 資 産 の 部 合 計 | 1,172,950 |
| 資 産 の 部 合 計 | 25,472,921 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 25,472,921 |

中間連結損益計算書

〔 平成20年 4月 1日から
平成20年 9月30日まで 〕

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|-------------|
| 経 常 収 益 | 332,595 |
| 資 金 運 用 収 益 | 227,760 |
| (うち貸出金利息) | (182,728) |
| (うち有価証券利息配当金) | (18,191) |
| 信 託 報 酬 | 3,448 |
| 役 務 取 引 等 収 益 | 48,802 |
| 特 定 取 引 収 益 | 1,572 |
| そ の 他 業 務 収 益 | 29,764 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 21,246 |
| 経 常 費 用 | 332,491 |
| 資 金 調 達 費 用 | 56,666 |
| (うち預金利息) | (29,068) |
| 役 務 取 引 等 費 用 | 20,575 |
| 特 定 取 引 費 用 | 7,379 |
| そ の 他 業 務 費 用 | 6,000 |
| 営 業 経 費 用 | 110,801 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 131,068 |
| 経 常 利 益 | 103 |
| 特 別 利 益 | 115,457 |
| 特 別 損 失 | 2,501 |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | 113,060 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 14,105 |
| 過 年 度 法 人 税 等 | △ 4,295 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 45,792 |
| 少 数 株 主 利 益 | 3,140 |
| 中 間 純 利 益 | 54,318 |

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 5社

主要な会社名

P. T. Bank Resona Perdania

- ② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 4社

主要な会社名

りそな保証株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 4社

9月末日 1社

- ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額か

ら、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は321,132百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | 発生年度に一括して損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 |

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金 10,782 百万円

当社が受託者として管理・運営している元本補てん契約のない信託取引について、将来発生する可能性がある損失を見積り、計上しております。

預金払戻損失引当金 2,989 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 1,000 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた

事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第 48 条の 3 第 1 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 189 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 15 号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本額に応じ平成 15 年度から最長 10 年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 902 百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は 1,566 百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引に

については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 連結納税制度の適用

当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号平成 18 年 5 月 17 日)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く)

40,270百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円ですが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は29,235百万円、延滞債権額は320,107百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,275百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は149,516百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は510,134百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は160,379百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | | |
|--------|-----------|-----|
| 特定取引資産 | 268,558 | 百万円 |
| 有価証券 | 2,478,041 | |
| 貸出金 | 158,262 | |
| その他資産 | 3,903 | |

担保資産に対応する債務

| | | |
|--------------|---------|-----|
| 預金 | 150,420 | 百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 200,000 | |
| 売現先勘定 | 642,556 | |
| 借入金 | 418,000 | |

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券600,032百万円及びその他資産48,445百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,466百万円、敷金保証金は18,203百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,923,558百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,681,116百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律

(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

- 1 1. 有形固定資産の減価償却累計額 134,667百万円
- 1 2. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 5,000百万円が含まれております。
- 1 3. 社債には、劣後特約付社債568,582百万円が含まれております。
- 1 4. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 440,982百万円であります。
- 1 5. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は328,303百万円であります。
- 1 6. 1株当たりの純資産額 △46円 20銭
- 1 7. 当社及びりそな信託銀行株式会社(ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社)は、平成20年12月19日に合併契約を締結いたしました。

1. 合併の目的

当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

2. 合併の方法

当社を吸収合併存続会社とし、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とします。

3. 交付する金銭等

当社およびりそな信託銀行株式会社はいずれも株式会社りそなホールディングスの完全子会社であるため、本件合併による当社の新株式の発行および合併交付金の支払いは行いません。

4. 資本金および準備金の額

本件合併による当社の資本金および準備金の額の増加はありません。

5. りそな信託銀行株式会社の主な事業の内容、規模等

| 事業の内容 | 銀行・信託業務 |
|-------|-------------------------|
| 経常収益 | 40,387百万円(平成20年3月期) |
| 当期純利益 | 11,205百万円(同上) |
| 総資産 | 84,403百万円(平成20年3月31日現在) |
| 総負債 | 46,702百万円(同上) |
| 資本金 | 10,000百万円(同上) |
| 純資産 | 37,701百万円(同上) |

6. 合併の時期

効力発生日は平成 21 年 4 月 1 日とします。

なお、法令上本件合併に関して要求される関係官庁等の許認可が得られない場合には、合併契約はその効力を失います。

18. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、10.57%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 8,895 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 63,128 百万円、貸倒引当金繰入額 52,412 百万円、株式等償却 8,431 百万円及び株式等売却損 3,406 百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」には、固定資産処分益 104,743 百万円、償却債権取立益 10,714 百万円を含んでおります。
4. 「特別損失」には、減損損失 2,160 百万円を含んでおります。
5. 1 株当たり中間純利益金額 1 円 76 銭
6. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 0 円 75 銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

| | 中間連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----|---------------------------|-------------|-------------|
| 国債 | 30,083 | 30,270 | 186 |
| 合計 | 30,083 | 30,270 | 186 |

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|---------------------------|---------------|
| 株式 | 287,685 | 414,560 | 126,874 |
| 債券 | 3,049,022 | 3,004,845 | △44,176 |
| 国債 | 2,691,071 | 2,648,164 | △42,906 |
| 地方債 | 104,587 | 103,873 | △713 |
| 社債 | 253,364 | 252,807 | △556 |
| その他 | 193,693 | 185,436 | △8,257 |
| 合計 | 3,530,401 | 3,604,842 | 74,440 |

（注）1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,592百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

| 内容 | 金額（百万円） |
|---------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 50,758 |
| 非上場内国債 | 352,143 |